

市区町村の犯罪被害者等支援施策における他機関との連携に関する考察

発表者：尾崎 万帆子（白梅学園大学）

大岡 由佳（武庫川女子大学）

大塚 淳子（帝京平成大学）

キーワード：犯罪被害者等支援、地方公共団体、機関連携

1. 背景と目的

「犯罪被害者等のための総合的対応窓口」の「相談対応の機能充実」は、地方公共団体による犯罪被害者等支援における大きな課題の一つとなっている。市区町村における犯罪被害者等支援施策の現状と課題を詳細に把握することを目的とし、2022年度に尾崎が実施したアンケート調査において協力が可能とご回答いただいた市区町村を対象として、共同研究によりインタビュー調査を実施した。本報告は、調査結果のうち「市区町村犯罪被害者等支援施策における他機関との連携」を取り上げ、若干の考察を加えることを目的とする。

2. 方法

2024年2月～3月に、16市区町村（うち4政令指定都市）の総合的対応窓口担当者を対象として、半構造化面接法によるインタビュー調査を実施した。本調査は、武庫川女子大学心理・社会福祉学部社会福祉学科研究倫理審査委員会の承認を得て実施したものである（承認番号：2023029）。

3. 結果

警察を通じて相談や照会があり、支援に繋がったという回答がある一方で、我が国において犯罪被害者等への支援を中心に担っている被害者支援センターやその他の関係機関との連携があったとの回答はほとんどなかった。都道府県との関係については、ワンストップセンターやコーディネーターといったシステムが整備されているところでは連携関係にあるものの、そうではないところでは都道府県との関係の薄さがうかがわれた。また多くの市区町村担当者が、それら機関との連携や犯罪被害者等に関する情報共有などに課題を抱えていることが明らかになった。

4. 考察

地方公共団体の関係機関は、都道府県と市区町村の各単位に分けられるが、市区町村の総合的対応窓口の場合、都道府県単位の機関との連携に課題がみられた。機関連携を充実するためには、市区町村と都道府県の総合的対応窓口の役割分担を明確にし、かつ連携を強化したうえで、各単位での諸機関の連携体制を整備していくことが求められると考える。また、支援の起点となる犯罪被害者等に関する情報共有のあり方について、特に警察からの情報提供をはじめとした整理が必要であるといえよう。